

## 博士学位論文審査報告書

大学名	早稲田大学
研究科名	スポーツ科学研究科
申請者氏名	金 暉
学位の種類	博士（スポーツ科学）
論文題目	全国高等学校総合体育大会の成立過程に関する研究 —1948年から1965年までを対象時期として— A study on the establishment of Inter-High School Championships: Focus on the period from 1948 to 1965
論文審査員	主査 早稲田大学教授 友添 秀則 博士（人間科学）（早稲田大学） 副査 早稲田大学准教授 深見 英一郎 博士（体育科学）（筑波大学） 副査 早稲田大学准教授 中澤 篤史 博士（教育学）（東京大学） 副査 早稲田大学准教授 吉永 武史

本論文は全国高等学校体育連盟の設立とその変遷を歴史的に位置づけ、さらに全国高等学校総合体育大会の成立過程を明らかにすることを目的としたものである。

現在、少子化が一層進展し、学校運動部の持続可能性が国にとっても重要な政策課題となっている。高校運動部活動では、全国高等学校総合体育大会（以下「高校総体」と略す）と全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」と略す）が重要な存在であるが、これまで体系的に研究されることがなかった。しかし、高校総体の成立過程を明確にし、全国高体連の組織化過程を歴史的に解明することは、制度的なあり方の検討が要請される今後の運動部活動を考えるにあたって、極めて重要な意味を持つと思料される。本論文はこのような問題意識の下、上述の目的が設定された。

第1章では、全国高体連の設立と活動実態及びその社会的位置づけが検討され、さらに野球の競技会の主催権をめぐる全国高等学校野球連盟（以下「全国高野連」と略す—現在の日本高等学校野球連盟）との対立、全国高体連の競技会主催権の確立が明確にされた。

具体的には、まず、全国高体連が戦後の1948（昭和23）年の「学徒の対外試合について」（以下「対外競技基準」と略す）の文部省通達を受け、学校関係者によって組織され、各競技専門部の設置によって組織化が達成されたことが明らかにされた。その後、全国高体連は、組織の充実と財政的独立を図ったが、他方で、野球を全国高体連傘下に位置づけることには大きな問題を抱えることとなった。具体的には、全国高野連から全国高体連に主催権はないと拒否されたことを経て、1949（昭和24）年に全国高等学校野球選手権大会の東京都予選会の主催問題が起り、当初、傘下団体であった東京都高体連野球部は全国高体連を脱退し、新たに東京都高野連として独立したことが明らかにされた。この一連の経緯により、全国高体連と全国高野連は対立を深め、その後袂を分かつことになった。

しかし、対外競技基準と文部省が設置した体育振興委員会の答申によって、全国高体連は競技会主催資格が承認され、全国高体連が高校生年代の競技会主催権の確保とその位置を確

立していくプロセスが本章において明確にされた。

第2章では、対外競技基準の緩和や1964（昭和39）年に日本で開催された東京オリンピック大会前後の社会情勢の中で、全国高体連が自己財源の確立や全国高校総体の開催権の独立性という意味での主体性を確立するための動向とその変容が明らかにされた。

具体的には、1954（昭和29）年の対外競技基準の改訂で、高校生の競技会出場回数の制限や大会規模の縮小、教師の主体性と指導方針の確立が図られた。これを受けて、全国高体連による「全国大会開催基準要項」が制定され、全国高体連の競技会開催に対する主体性を強調したが必ずしも主体性は確立しえなかったことが明らかにされた。さらに1957（昭和32）年の対外競技基準の改訂で教育関係団体以外の団体を競技会主催者に加えることを審議する高等学校スポーツ中央審議会が発足し、教育関係以外の団体が高校の競技会に共催できるようになった。しかし全国高体連は、これを「主体性の後退」と考え、教育関係以外の団体を競技会主催者に加えるための独自の基準を作り、競技会開催に対する主体性の喪失を防ごうとしたことが明確にされた。

他方で、東京オリンピック大会の開催を契機として「国際競技参加基準」を制定し選手強化の方向に踏み出し、競技志向へと変容しつつあることが明らかにされた。

第3章では、日本放送協会（以下「NHK」と略す）の後援を得ることによって、全国高校総体を開催しようとした全国高体連と日本体育協会（以下「日体協」と略す—現在の日本スポーツ協会）及び中央競技団体との交渉や折衝の過程の検証を通して、高校総体の成立過程と全国高体連の主体性の確立について明らかにされた。

具体的には、NHKから補助金を受けたことを契機として、1962（昭和37）年に全国高体連は全国高校総体の開催を企図し開催準備を進めることとなったが、開催準備は文部省及び日体協、中央競技団体との調整がないまま行われた。

全国高体連は1963（昭和38）年の大会を「全国高等学校体育大会」として総合大会の形式で実施し、大規模な総合開会式を行ったが、一部の競技団体から反発があったことが明らかにされた。翌1964（昭和39）年に全国高体連は大会の名称の在り方と主催権を固執し、日体協との間で交渉が難航したが、文部省を加えた3者間の協議によって、大会は全国高体連と各中央競技団体の主催で、「全国高等学校体育大会」の名で開催されることとなった。

1965（昭和40）年には、日体協は高校総体の開催を認める方向へと転換し、全国高体連と協議した結果、1965（昭和40）年の大会は「全国高等学校総合体育大会」の名称で、全国高体連と競技団体の主催で開催することが了承された。高校総体の成立によって、全国高体連は競技会開催に対する主体性を確立したことが明らかにされた。

なお、本論文の第1章で明らかにされた全国高体連の設立と活動実態及びその社会的位置づけについては、「全国高等学校体育連盟の形成過程に関する研究：設立時の活動実態と競技会主催権の確立に着目して」と題して原著論文としてまとめられ、日本スポーツ教育学会発行のスポーツ教育学研究、38巻2号（pp.1-20, 2019年）に掲載され高い評価を受けている。

以上、本論文を通して、高校の運動部活動をめぐる「教育の論理」と「競技の論理」の葛藤の一側面を見出すことができる。つまり、全国高体連を代表する教育関係者と日体協や競技団体との間で、「競技会開催に対する主体性」をめぐる葛藤の歴史が存在していたことが明らかとされた。

本論文は先行研究がほとんど存在しない中、丹念に第一次資料にあたり、これまで解明されることがなかった全国高校総体の成立過程を明らかにした点で、高いオリジナリティを備えている。また第一次資料の丁寧な分析、考察の論理的妥当性を備えており、博士（スポー

ツ科学) の学位を授与するに十分値するものと認められる。

金 暉・友添 秀則・小野 雄大 (2019) 全国高等学校体育連盟の形成過程に関する研究：設立時の活動実態と競技会主催権の確立に着目して. <原著>スポーツ教育学研究, 38 (2) : 1-20.

以上